

情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文

目 次

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）	1
○ 公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）	56
○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）	73
○ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）	74

○ 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 投資口等の振替</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 特別法人出資の振替（第二百四十七条の二―第二百四十七條の二の七）</p> <p>第五節 新投資口予約権の振替（第二百四十七條の二の八―第二百四十七條の四）</p> <p>第六節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八條・第二百四十九條）</p> <p>第七節 特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十条―第二百五十二条）</p> <p>第八節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三條―第二百五十五條）</p> <p>第十一章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 投資口等の振替</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節 新投資口予約権の振替（第二百四十七條の二―第二百四十七條の四）</p> <p>第五節 特定目的会社の新優先出資の引受権の振替（第二百四十八條・第二百四十九條）</p> <p>第六節 特定目的会社の転換特定社債の振替（第二百五十条―第二百五十二条）</p> <p>第七節 特定目的会社の新優先出資引受権付特定社債の振替（第二百五十三條―第二百五十五條）</p> <p>第十一章～第十四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「社債等」とは、次に掲げるものをいう。</p>

一〇七七 (略)

十七の二 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券に表示されるべき権利(前三号に掲げるものを除く。)

十七の三 (略)

十八〇二十一 (略)

2〇11 (略)

(業務規程)

第十一条 振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇三 (略)

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第一百三十三、第一百五、第一百七、第一百八、第二十、第二十一、第二十二、第二十四、第二十七及び第二七十六、第二七十六第一号において準用する場合を含む。)、第三十三第一項、第七第一項、第二十七の二十一第一項、第四十五第一項(第二二十八第一項、第二三十五第一項、第二三十九第一項、第二四十七の二の三第一項及び第二七十六第一項の二において準用する場合を含む。)、第七十九第一項(第二四十七の三第一項、第二四十九第一項及び第二七十六第三号において準用する場合を含む。)、又は第二十七第一項(第二五十一第一項、第二五十四第一項及び第二七十六第四号において準用する場合を含む。)

一〇七七 (略)

(新設)

十七の二 (略)

十八〇二十一 (略)

2〇11 (略)

(業務規程)

第十一条 振替機関は、業務規程において、次に掲げる事項を定めなければならない。

一〇三 (略)

四 取り扱う社債等に応じた第七十八条第一項(第一百三十三、第一百五、第一百七、第一百八、第二十、第二十一、第二十二、第二十四、第二十七及び第二七十六、第二七十六第一号において準用する場合を含む。)、第三十三第一項、第七第一項、第二十七の二十一第一項、第四十五第一項(第二二十八第一項、第二三十五第一項、第二三十九第一項及び第二七十六第二号において準用する場合を含む。)、第七十九第一項(第二四十七の三第一項、第二四十九第一項及び第二七十六第三号において準用する場合を含む。)、又は第二十七第一項(第二五十一第一項、第二五十四第一項及び第二七十六第四号において準用する場合を含む。)

振替機関の義務の履行に関する事項

五 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ (略)

ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項（第一百三十三条、第一百十五条、第一百七十七条、第一百八条、第二十号、第二百一一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第四百四条第一項、第百八条第一項、第二百二十七条の二十二第一項、第四百四十六条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百一一条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四号第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

ハ・ニ (略)

六・七 (略)

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十三号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同条第一項第十三号に掲げる者、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除

項

五 加入者が口座管理機関である場合における次に掲げる事項

イ (略)

ロ 取り扱う社債等に応じた第七十九条第一項（第一百三十三条、第一百十五条、第一百七十七条、第一百八条、第二十号、第二百一一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第四百四条第一項、第百八条第一項、第二百二十七条の二十二第一項、第四百四十六条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百一一条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四号第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する場合の口座管理機関の義務の履行に関する事項

ハ・ニ (略)

六・七 (略)

2 前項第五号イに掲げる事項には、各口座管理機関（第四十四条第一項第十三号に掲げる者を除く。）が、その加入者（同号に掲げる者、金融商品取引法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家及び国、地方公共団体その他の政令で定める者を除く。以下この項

く。以下この項及び次章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項、第百十条第三項、第百二十七条の二十三第二項、第百二十七条の二十四第二項、第百四十七条第二項（第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項、第百四十七條の二の三第一項及び第二項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十八条第二項（第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項、第百四十七條の二の三第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第二項若しくは第百八十二条第二項（これらの規定を第百四十七條の三第一項、第百四十九条第一項及び第百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十二条第二項若しくは第百二十三条第二項（これらの規定を第百五十一条第一項、第百五十四条第一項及び第百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。

及び第三章において同じ。）に対して、当該加入者の上位機関（保証が行われない場合においても加入者の保護に支障がない者として主務省令で定めるものを除く。）が取り扱う社債等に応じて当該加入者に対して負う第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項、第百十条第三項、第百二十七条の二十三第二項、第百二十七条の二十四第二項、第百四十七條第二項（第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百四十八条第二項（第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第二項若しくは第百八十二条第二項（これらの規定を第百四十七條の三第一項、第百四十九条第一項及び第百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十二条第二項若しくは第百二十三条第二項（これらの規定を第百五十一条第一項、第百五十四条第一項及び第百七十六条第四号において準用する場合を含む。）に規定する義務の全部の履行を連帯して保証する旨を含むものでなければならない。

(口座の開設及び振替口座簿の備付け)

第十二条 (略)

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第百三條第一項及び第三項、第百七條第一項及び第四項、第百二十七條の二十一第一項及び第三項、第百四十五條第一項及び第三項（これらの規定を第百二十八條第一項、第百三十五條第一項、第百三十九條第一項、第百四十七條の二の三第一項及び第百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第百七十九條第一項及び第三項（これらの規定を第百四十七條の三第一項、第百四十九條第一項及び第百七十六條第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十條第一項及び第四項（これらの規定を第百五十一條第一項、第百五十四條第一項及び第百七十六條第四号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

3 (略)

(事故の報告)

第十九條 振替機関は、第七十八条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十

(口座の開設及び振替口座簿の備付け)

第十二条 (略)

2 振替機関は、第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十二條、第百二十四條、第百二十七條及び第百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第百三條第一項及び第三項、第百七條第一項及び第四項、第百二十七條の二十一第一項及び第三項、第百四十五條第一項及び第三項（これらの規定を第百二十八條第一項、第百三十五條第一項、第百三十九條第一項及び第百七十六條第二号において準用する場合を含む。）、第百七十九條第一項及び第三項（これらの規定を第百四十七條の三第一項、第百四十九條第一項及び第百七十六條第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十條第一項及び第四項（これらの規定を第百五十一條第一項、第百五十四條第一項及び第百七十六條第四号において準用する場合を含む。）の義務を履行する目的のため、自己のために社債等の振替を行うための口座（以下「機関口座」という。）を開設することができる。

3 (略)

(事故の報告)

第十九條 振替機関は、第七十八条第一項（第百十三條、第百十五條、第百十七條、第百十八條、第百二十條、第百二十一條、第百二十

二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第三百三条第一項、第一百七七条第一項、第二百二十七条の二十一第一項、第四百四十五条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第七百七十九条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）若しくは第二百十条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその下位機関において第七十九条第一項（第一百三十三条、第一百十五条、第一百七七条、第一百八条、第一百二十条、第二百一一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第四百四条第一項、第八八条第一項、第四百四十六条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第八十条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）若しくは第二百一一条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第三百三条第一項、第一百七七条第一項、第二百二十七条の二十一第一項、第四百四十五条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百四十七条の二の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第七百七十九条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）若しくは第二百十条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合又はその下位機関において第七十九条第一項（第一百三十三条、第一百十五条、第一百七七条、第一百八条、第一百二十条、第二百一一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第四百四条第一項、第八八条第一項、第四百四十六条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第八十条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）若しくは第二百一一条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の場合その他主務省令で定める事故が生じた場合には、主務省令で定めるところにより、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定（第五条から第七条まで、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四章並びに第六章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十二条第二項	第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第	自己

第四十八条 前条第一項の指定を受けた日本銀行は、振替機関とみなして、この法律の規定（第五条から第七条まで、第九条、第二十条第二項及び第三項、第二十三条第三号及び第四号、第二十四条から第三十条まで、第四十条、第四十一条第一項第二号、第四十三条、次条、第五十条、第四章並びに第六章から第十二章まで並びに附則第一条から第十条まで、第十二条から第十八条まで及び第二十七条から第四十二条までの規定並びにこれらの規定に係る罰則を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表中欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句とするものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第十二条第二項	第七十八条第一項及び第三項（これらの規定を第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第	自己

---

---

一号において準用する場合を含む。）、第百三条第一項及び第三項、第七百七条第一項及び第四項、第百二十七条の二十一第一項及び第三項、第百四十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百七十九条第一項及び第三項（これらの規定を第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、又は第百二十条第一項及び第四項（これらの規

---

---

一号において準用する場合を含む。）、第百三条第一項及び第三項、第七百七条第一項及び第四項、第百四十五条第一項及び第三項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百七十九条第一項及び第三項（これらの規定を第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、又は第百二十条第一項及び第四項（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。)の義務を履行する目的のため、自己

(受託者への通知等)

第五十八条 振替機関等が次に掲げる規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと(第六十条第一項において「誤記載等」という。)によって加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であった者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定(以下この条において「破産手続開始決定等」という。)を受けたもの(以下この節及び第四節において「破産直近上位機関等」という。)は、直ちに、破産手続開始決定等がされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

一〇八の二 (略)

(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	号において準用する場合を含む。)の義務を履行する目的のため、自己

(受託者への通知等)

第五十八条 振替機関等が次に掲げる規定に違反して振替口座簿に記載若しくは記録の漏れを生じさせ、又は記載若しくは記録の誤りを生じさせたこと(第六十条第一項において「誤記載等」という。)によって加入者に対して与えた損害に係る債務を負う当該加入者の直近上位機関又は直近上位機関であった者であつて、破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定(以下この条において「破産手続開始決定等」という。)を受けたもの(以下この節及び第四節において「破産直近上位機関等」という。)は、直ちに、破産手続開始決定等がされた旨その他主務省令で定める事項を受託者に通知するとともに、主務大臣に報告しなければならない。

一〇八の二 (略)

九 第三百三十条第二項（同条第三項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十 第三百三十二条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十一 略（略）

十九 第三百三十九条（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

二十 第四百四十五条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

二十一 第四百四十六条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

二十二 略（略）

四十 第三百三十条第二項、第二百四十条第二項、第二百四十七条の二の四第二項又は第二百四十七条の二の七第二項

四十一 略（略）

九 第三百三十条第二項（同条第三項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十 第三百三十二条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

十一 略（略）

十九 第三百三十九条（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

二十 第四百四十五条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

二十一 第四百四十六条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）

二十二 略（略）

四十 第三百三十条第二項又は第二百四十条第二項

四十一 略（略）

（会社が社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）  
第六十九条の二 会社が特定の銘柄の振替社債を交付しようとする場合において、当該振替社債の社債権者又は質権者のために開設された振替社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替社債を交付する場合その他の主務省令で定める場合）については、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を当該振替社債の社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 （略）

二 前号の社債権者又は質権者のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、社債権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内に通知者に通知すべき旨

三・四 （略）

2 （略）

3 第一項第一号の社債権者又は質権者が同項第二号の期間内に同号の口座を通知者になかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該社債権者又は当該質権者のために振替社債

（会社が社債権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）  
第六十九条の二 会社が特定の銘柄の振替社債を交付しようとする場合において、当該振替社債の社債権者又は質権者のために開設された振替社債の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替社債を交付する場合その他の主務省令で定める場合）については、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替社債の社債権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 （略）

二 前号の社債権者又は質権者のために開設された当該振替社債の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三・四 （略）

2 （略）

3 第一項第一号の社債権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者になかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該社債権者又は当該質権者のために振

の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4・5 (略)

（受託者が受益者等の口座を知ることができない場合に関する手続）  
第二百二十七条の六 受託者が特定の銘柄の振替受益権を交付しようとする場合において、当該振替受益権の受益者又は質権者のために開設された振替受益権の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該受託者（信託の併合に際して振替受益権を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を当該振替受益権の受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 (略)

二 前号の受益者又は質権者のために開設された当該振替受益権の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、受益者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内に通知者に通知すべき旨

替社債の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4・5 (略)

（受託者が受益者等の口座を知ることができない場合に関する手続）  
第二百二十七条の六 受託者が特定の銘柄の振替受益権を交付しようとする場合において、当該振替受益権の受益者又は質権者のために開設された振替受益権の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該受託者（信託の併合に際して振替受益権を交付する場合その他の主務省令で定める場合にあつては、当該受託者に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替受益権の受益者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 (略)

二 前号の受益者又は質権者のために開設された当該振替受益権の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三・四 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の受益者又は質権者が同項第二号の期間内に同号の口座を通知者に通知しなかった場合には、受託者は、同項第三号の振替機関等に対して当該受益者又は当該質権者のために振替受益権の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該受託者が当該受益者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4・5 (略)

(会社が株主等の口座を知ることができない場合に関する手続)

第三百三十一条 会社が特定の銘柄の振替株式を交付しようとする場合において、当該振替株式の株主又は登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合）については、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を当該振替株式の株主又は登録株式質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 (略)

二 前号の株主又は登録株式質権者のために開設された当該振替株

三・四 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の受益者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、受託者は、同項第三号の振替機関等に対して当該受益者又は当該質権者のために振替受益権の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該受託者が当該受益者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4・5 (略)

(会社が株主等の口座を知ることができない場合に関する手続)

第三百三十一条 会社が特定の銘柄の振替株式を交付しようとする場合において、当該振替株式の株主又は登録株式質権者のために開設された振替株式の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替株式を交付する場合その他の主務省令で定める場合）については、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「通知者」という。）は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替株式の株主又は登録株式質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 (略)

二 前号の株主又は登録株式質権者のために開設された当該振替株

式の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を、通知者がこの項の通知を発した日から起算して、株主及び登録株式質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内に通知者に通知すべき旨

三・四 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の株主又は登録株式質権者が同項第二号の期間内に同号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該株主又は当該登録株式質権者のために振替株式の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該株主又は当該登録株式質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4・5 (略)

（発行者が新株予約権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）

第六十七条 会社が特定の銘柄の振替新株予約権を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者のために開設された振替新株予約権の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務省令で定める場合）は、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「

式の振替を行うための口座（第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。）を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三・四 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の株主又は登録株式質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者に通知しなかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該株主又は当該登録株式質権者のために振替株式の振替を行うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該株主又は当該登録株式質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4・5 (略)

（発行者が新株予約権者等の口座を知ることができない場合に関する手続）

第六十七条 会社が特定の銘柄の振替新株予約権を交付しようとする場合において、当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者のために開設された振替新株予約権の振替を行うための口座を知ることができないときは、当該会社（新設合併に際して振替新株予約権を交付する場合その他の主務省令で定める場合）は、当該会社に準ずる者として主務省令で定めるもの。以下この条において「

通知者」という。)は、次に掲げる事項を当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 (略)

二 前号の新株予約権者又は質権者のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座(第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。)を、通知者がこの項の通知を發した日から起算して、新株予約権者及び質権者の保護のため必要かつ適当なものとして主務省令で定める期間内に通知者に通知すべき旨

三・四 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の新株予約権者又は質権者が同項第二号の期間内に同号の口座を通知者になかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該新株予約権者又は当該質権者のために振替新株予約権の振替を行うための口座(以下この章において「特別口座」という。)の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該新株予約権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4・5 (略)

(発行者が新株予約権付社債権者等の口座を知ることができない場合に關する手続)

通知者」という。)は、次に掲げる事項を第一号の一定の日の一月前までに当該振替新株予約権の新株予約権者又は質権者となるべき者として主務省令で定めるものに通知しなければならない。

一 (略)

二 前号の新株予約権者又は質権者のために開設された当該振替新株予約権の振替を行うための口座(第三項本文の申出により振替機関等が開設した口座を除く。)を同号の一定の日までに通知者に通知すべき旨

三・四 (略)

2 (略)

3 第一項第一号の新株予約権者又は質権者が同号の一定の日までに同項第二号の口座を通知者になかった場合には、会社は、同項第三号の振替機関等に対して当該新株予約権者又は当該質権者のために振替新株予約権の振替を行うための口座(以下この章において「特別口座」という。)の開設の申出をしなければならない。ただし、当該会社が当該新株予約権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4・5 (略)

(発行者が新株予約権付社債権者等の口座を知ることができない場合に關する手続)



の口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該会社が当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4・5 (略)

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第二百二十八条 (略)

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第三百三十一 条第一項	事項を	事項を公告し、かつ、
(略)	(略)	(略)
第三百三十一 条第五項	5 第一項に規定する場合 合において、会社が前 条第一項の通知をする	5 第一項に規定する場合 において、投資法人が前 条第一項の通知をする

うための口座（以下この章において「特別口座」という。）の開設の申出をしなければならぬ。ただし、当該会社が当該振替新株予約権付社債権者又は当該質権者のために開設の申出をした特別口座があるときは、この限りでない。

4・5 (略)

（投資口に関する株式に係る規定の準用）

第二百二十八条 (略)

2 第七章の規定を投資口について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(略)	(略)	(略)
第三百三十一 条第一項	一月前までに	一月前までに公告し、かつ
(略)	(略)	(略)
第三百三十一 条第五項	5 第一項に規定する場合 合において、会社が前 条第一項の通知をする	5 第一項に規定する場合 において、投資法人が前 条第一項の通知をする

ときは、第一項第一号の株主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

きは、第一項第一号の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下同じ。）又は登録投資口質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該投資法人が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

6 第一項の規定にかかわらず、投資口の全部について投資証券を発行していない投資法人が当該銘柄の振替投資口（第二十六条第一項に規定する振替投資口をいう。）を交付しようとする場合には、投資主及び登録投

ときは、第一項第一号の株主又は登録株式質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

きは、第一項第一号の投資主（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資主をいう。以下同じ。）又は登録投資口質権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該投資法人が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならない。

6 第一項の規定にかかわらず、投資口の全部について投資証券を発行していない投資法人が当該銘柄の振替投資口（第二十六条第一項に規定する振替投資口をいう。）を交付しようとする場合には、第一項第一号の一



<p>第三百三十一 条第五項</p>	<p>(略)</p>	<p>5 第一項に規定する場 合において、会社が前 条第一項の通知をする ときは、第一項第一号 の株主又は登録株式質 権者から通知を受けた</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>次に掲げる事項を</p> <p>第一号の一定の日において 優先出資証券（資産の流動 化に関する法律第二条第九 項に規定する優先出資証券 をいう。以下同じ。）は無 効となる旨及び次に掲げる 事項を公告し、かつ、</p>
<p>第三百三十一 条第五項</p>	<p>(略)</p>	<p>5 第一項に規定する場 合において、特定目的会社 が前条第一項の通知をす るときは、第一項第一号 の優先出資社員（資産の 流動化に関する法律第二</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>次に掲げる事項</p> <p>第一号の一定の日において 優先出資証券（資産の流動 化に関する法律第二条第九 項に規定する優先出資証券 をいう。以下同じ。）は無 効となる旨及び次に掲げる 事項</p>

<p>第三百三十一 条第五項</p>	<p>(略)</p>	<p>5 第一項に規定する場 合において、会社が前 条第一項の通知をする ときは、第一項第一号 の株主又は登録株式質 権者から通知を受けた</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>次に掲げる事項</p> <p>第一号</p> <p>一月前までに当該振替株 式</p> <p>同号</p> <p>第一号</p> <p>一月前までに当該振替株 式、当該優先出資</p> <p>第一号の一定の日において 優先出資証券（資産の流動 化に関する法律第二条第九 項に規定する優先出資証券 をいう。以下同じ。）は無 効となる旨及び次に掲げる 事項</p>
<p>第三百三十一 条第五項</p>	<p>(略)</p>	<p>5 第一項に規定する場 合において、特定目的会社 が前条第一項の通知をす るときは、第一項第一号 の優先出資社員（資産の 流動化に関する法律第二</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>次に掲げる事項</p> <p>第一号</p> <p>一月前までに当該振替株 式</p> <p>同号</p> <p>第一号</p> <p>一月前までに当該振替株 式、当該優先出資</p> <p>第一号の一定の日において 優先出資証券（資産の流動 化に関する法律第二条第九 項に規定する優先出資証券 をいう。以下同じ。）は無 効となる旨及び次に掲げる 事項</p>

---

---

同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならぬ。

十六条に規定する優先出資社員をいう。以下同じ。又は登録優先出資権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該特定目的会社が開設の申出をした特別口座）を前条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならぬ。

6 第一項の規定にかかわらず、優先出資の全部について資産の流動化に関する法律第四十九条第二項において準用する会社法第二百七条第四項の規定により優先出資証券を発行してない特定目的会社が第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、優先出資社員及び登録優先出資権者

---

---

同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該会社が開設の申出をした特別口座）を同条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならぬ。

十六条に規定する優先出資社員をいう。以下同じ。又は登録優先出資権者から通知を受けた同項第二号の口座（当該通知がないときは、当該特定目的会社が開設の申出をした特別口座）を前条第一項第三号の口座として同項の通知をしなければならぬ。

6 第一項の規定にかかわらず、優先出資の全部について資産の流動化に関する法律第四十九条第二項において準用する会社法第二百七条第四項の規定により優先出資証券を発行してない特定目的会社が第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、第一項第一号の一定の日の一月前まで

(略)		(略)		(略)	<p>7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。</p>
-----	--	-----	--	-----	--

第四節 特別法人出資の振替

(権利の帰属)

第二百四十七条の二 特別法人出資(第二条第一項第十七号の二に規定する権利をいう。以下同じ。)で振替機関が取り扱うもの(以下「振替特別法人出資」という。)についての権利の帰属は、この節の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとする。

2 発行者が、その特別法人出資について第十三条第一項の同意を与えるには、当該発行者の役員の一部をもって構成される合議体であつて業務執行の決定を行うものその他の政令で定めるものの決定又は同意によらなければならない。

(略)		(略)		(略)	<p>7 前項の規定による通知は、公告をもってこれに代えることができる。</p>
-----	--	-----	--	-----	--

(新設)

(新設)

(新設)

(特別法人出資証券の不発行等)

第二百四十七条の二の二 振替特別法人出資については、特別法人出資証券(特別の法律により設立された法人の発行する出資証券をい、第二百二十七条第一項に規定する投資証券、第二百三十四条第一項に規定する優先出資証券及び第二百三十八条第一項に規定する優先出資証券を除く。以下この条において同じ。)を発行することができない。

2 振替特別法人出資の出資者は、当該振替特別法人出資を取り扱う振替機関が第二十二条第一項の規定により第三条第一項の指定を取り消された場合若しくは第四十一条第一項の規定により当該指定が効力を失った場合であつて当該振替機関の振替業を承継する者が存しないとき、又は当該振替特別法人出資が振替機関によつて取り扱われなくなったときは、前項の規定にかかわらず、発行者に対し、特別法人出資証券の発行を請求することができる。

3 発行者が発行済みの特別法人出資について第十三条第一項の同意を与えた場合には、特別法人出資証券(公示催告手続が行われているものを除く。)は、次条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において、無効とする。

4 次条第一項において準用する第三百三十一条第一項第一号の一定の日において公示催告手続が行われている特別法人出資証券は、次条第一項において準用する第三百三十条第二項の規定による増加の記載又は記録がされた日において、無効とする。

(新設)

（特別法人出資に関する株式に係る規定の準用）

第二百四十七条の二の三 第七章の規定（第二百二十八条、第三百三十一条第二項、第三百三十四条から第三百三十八条まで、第四百四十五条第六項、第四百四十六条第六項、第四百四十七条第三項第二号から第四号まで及び第四項、第四百四十八条第四項、第四百五十条第一項、第二項及び第四項から第六項まで、第五百五十一条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号、第五百五十三条から第五百五十八条まで、第五百五十九条の二から第六十一条まで並びに第六十二条第一項第二号の規定を除く。次項において同じ。）は、特別法人出資について準用する。この場合において、次項に定める場合を除き、これらの規定中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

株主名簿	振替数	総数	登録株式質権者	数	出資者原簿	振替口数	総口数	登録特別法人出資質権者	口数
------	-----	----	---------	---	-------	------	-----	-------------	----

（新設）

発行総数	発行総口数
合計数	合計口数
超過数	超過口数
口座管理機関分制限数	口座管理機関分限口数
特定被通知株主	特定被通知出資者

2 | 第七章の規定を特別法人出資について準用する場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表上欄に掲げる字句は、それぞれ同表下欄に掲げる字句と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第百二十九条第三項第二号	商号及び発行者が種類株式発行会社であるときは、振替株式の種類	名称
第百二十九条第三項第三号	数	口数（これに類するものを含む。以下同じ。）

<p>第三百三十条 第一項第二 号</p>	<p>会社法第百五十二条第一 項に規定する登録株式質 権者</p>	<p>第三百三十一 条第一項</p>	<p>新設合併に際して振替株 式を交付する場合その他 の主務省令で定める場合 にあつては、当該会社に 準ずる者として主務省令 で定めるもの。以下</p>	<p>事項を</p>
<p>特別法人出資（第二百四十 七条の二第一項に規定する 特別法人出資をいう。以下 同じ。）を質権の目的とし た場合において、氏名又は 名称及び住所並びに質権の 目的である特別法人出資が 出資者原簿（これに類する ものを含む。以下同じ。） に記載され、又は記録され た質権者（第二百四十七条 の二の六の規定により出資 者原簿に記載され、又は記 録された質権者を除く。）</p>	<p>以下</p>	<p>事項を公告し、かつ、</p>		

<p>第三百三十一 条第一項第 一号</p>	<p>第三百三十一 条第一項第 四号</p>	<p>第三百三十一 条第四項</p>
<p>通知又は振替の申請</p>	<p>四 其他主務省令で定 める事項</p>	<p>会社が第一項の振替株式 に係る株式の発行者であ る場合において、同項第 一号の一定の日までに第 十三条第一項の同意を与</p>
<p>通知</p>	<p>四 法人の成立後にその特 別法人出資について第十 三条第一項の同意を与え る場合にあつては、第一 号の一定の日において特 別法人出資証券（第二百 四十七条の二の二第一項 に規定する特別法人出資 証券をいう。以下同じ。 ）は無効となる旨 五 其他主務省令で定め る事項</p>	<p>法人は、第一項第一号の一 定の日において、同項に規 定する特定の銘柄の</p>

	第八 条第三 項	第百 四十七 条第三 項及 第百 四十	第百 四十七 条第三 項及 第百 四十	第百 四十五 条第一 項	第百 四十三 条	第百 三十三 条第二 項	第百 三十三 条第二 項	同項 の	えて いな い と き は、 速 や か に、 当 該
		会 社 法 第 百 二 十 四 条 第 一 項	消 却 さ れ た	第 百 五 十 五 条 第 一 項 に 規 定 す る 買 取 口 座 を 除 き、 口 座 管 理 機 関 の 口 座 に あ っ て は	第 百 五 十 五 条 第 一 項 に 規 定 す る 買 取 口 座 を 除 き、 口 座 管 理 機 関 の 口 座 に あ っ て は	当 該 通 知 又 は 当 該 振 替 の 申 請	通 知 又 は 振 替 の 申 請	同 項 の	えて いな い と き は、 速 や か に、 当 該
		第 百 五 十 一 条 第 一 項 第 一 号	消 却 さ れ、 又 は 払 い 戻 さ れ た	口 座 管 理 機 関 の 口 座 に あ っ て は、	口 座 管 理 機 関 の 口 座 に あ っ て は、	当 該 通 知	通 知	第 十 三 条 第 一 項 の	

第百四十九 条	配当	配当又は特別法人出資の払 戻し
第百五十一 条第一項第 一號	基準日を	一定の日を定めて、その日 に出資者原簿に記載され、 又は記録されている出資者 について、その権利を行使 することができる者と
第百五十一 条第一項第 四號	経過したとき（発行者が 会社法第四百五十四條第 五項に規定する中間配当 に係る基準日を定めたと きを除く。）	経過したとき
第百五十一 条第二項第 一號	顧客口座及び第百五十五 条第一項に規定する買取 口座	顧客口座
	加入者（第百五十四條第 三項第二号及び第百五十 九條の二第二項第二号に おいて「特別株主」とい	加入者

	う。)	
第百五十一 条第七項	第一項第一号、第二号	第一項第一号
第百五十二 条第一項	会社法第百三十条第一項 の規定による	出資者原簿に
第百五十九 条第一項	株券喪失登録がされた株 券	第百三十一条第一項第一号 の一定の日において公示催 告手続（非訟事件手続法第 百条に規定する公示催告手 続をいう。）が行われてい る特別法人出資証券
	については、登録抹消日 （会社法第百三十条第 一項に規定する登録抹消 日をいう。以下この条に おいて同じ。）まで	については、
第百五十九 条第二項	登録抹消日において	同項の特別法人出資証券に 係る除権決定の正本又は謄

<p>第百五十九 条第三項第 一号</p>				
<p>名義人等</p>	<p>登録抹消日までに</p>	<p>名義人等</p>	<p>当該株式についての登録抹消日における株券喪失登録者（会社法第二百二十四条第一項に規定する株券喪失登録者をいう。）である名義人（同法第二百二十一条第三号に規定する名義人をいう。）その他の主務省令で定める者</p>	
<p>請求者</p>	<p>当該申出の日までに</p>	<p>請求者</p>	<p>当該請求を行った者</p>	<p>本その他の主務省令で定める書類を添付して請求があった場合には、遅滞なく</p>

(振替特別法人出資の消却に関する記載又は記録手続)

第二百四十七条の二の四 特定の銘柄(前条第一項において準用する  
第二百二十九条第三項第二号に規定する銘柄をいう。第三項第二号、  
次条第一項及び第二百四十七条の二の七において同じ。)の振替特  
別法人出資について、他の法令の定めるところにより特別法人出資  
の消却をしようとする場合には、当該振替特別法人出資の発行者は  
、当該振替特別法人出資について抹消の通知をしなければならない  
。この場合において、当該通知は、当該抹消によりその口座(顧客  
口座(前条第一項において準用する第二百二十九条第二項第二号に規  
定する顧客口座をいう。第五項第一号及び第二百四十七条の二の七  
において同じ。)を除く。)において減少の記載又は記録がされる  
加入者の直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の通知があつた場合には、振替機関等は、第四項から第  
六項までの規定により、当該通知において次項の規定により示され  
たところに従い、当該通知に係る振替特別法人出資について、その  
備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしな  
ければならない。

3 発行者は、第一項前段の通知をする場合には、次に掲げる事項を  
示さなければならない。

- 一 当該抹消によりその口座において減少の記載又は記録がされる  
加入者の氏名又は名称及び当該口座
- 二 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替特別法

(新設)

人出資の銘柄及び口数（これに類するものを含む。以下この条、次条第一項及び第二百四十七条の二の七において同じ。）

三 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄（前条第一項において準用する第三百三十条第二項第一号イに規定する保有欄をいう。第二百四十七条の二の七において同じ。）であるか、又は質権欄（前条第一項において準用する同号ロに規定する質権欄をいう。以下この条及び第二百四十七条の二の七において同じ。）であるかの別

四 第一号の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替特別法人出資についての出資者の氏名又は名称及び住所並びに第二号の口数のうち当該出資者ごとの口数

第一項前段の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 前項第一号の口座の同項第三号の規定により示された欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第二号の口数についての減少の記載又は記録

ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、前項第四号の出資者ごとの口数の減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があった場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- 
- 一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項  
第二号の口数についての減少の記載又は記録
- 二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関  
に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知
- 6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む  
。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等につ  
いて準用する。
- （発行者が誤つて振替特別法人出資の消却をした場合における取扱  
い）
- 第二百四十七条の二の五 発行者が第二百四十七条の二の三第一項に  
おいて準用する第四百七十七条第一項又は第四百四十八条第一項の規定  
により当該発行者に対抗することができないものとされた振替特別  
法人出資についてした特別法人出資の消却は、当該発行者が善意の  
場合であっても、当該銘柄の他の振替特別法人出資についての当該  
発行者に対抗することができない口数を減少させる効力を有しない。
- 2 前項に規定する特別法人出資の消却に際して出資者に金銭が支払  
われたときは、当該出資者は、発行者に対し、その金額の返還をす  
る義務を負わない。
- 3 発行者は、第一項に規定する特別法人出資の消却をしたときは、  
前項に規定する金額の限度において、第二百四十七条の二の三第一  
項において準用する第四百七十七条第二項又は第四百四十八条第二項の  
規定による出資者の振替機関等に対する権利を取得する。
- 

（新設）

(発行済みの特別法人出資を振替特別法人出資とする場合の特例)

第二百四十七条の二の六 発行者が法人の成立後に特別法人出資について第十三条第一項の同意を与えようとする場合には、当該特別法人出資の質権者(他の法令の定めるところにより、特別法人出資を質権の目的とした場合において、氏名又は名称及び住所並びに質権の目的である特別法人出資が出資者原簿(これに類するものを含む。以下この条において同じ。)に記載され、又は記録された質権者を除く。)は、第二百四十七条の二の三第一項において準用する第百三十一条第一項第一号の一定の日の前日までに、発行者に対し、当該質権者の氏名又は名称及び住所並びに質権の目的である特別法人出資を出資者原簿に記載し、又は記録することを請求することができる。

(振替特別法人出資の払戻しに関する記載又は記録手続)

第二百四十七条の二の七 特定の銘柄の振替特別法人出資について、他の法令の定めるところにより、その払戻しを受けようとする加入者は、抹消の申請をしなければならない。この場合において、当該申請は、抹消によりその口座(顧客口座を除く。)において減少の記載又は記録がされる加入者が、その直近上位機関に対して行うものとする。

2 前項前段の申請があった場合には、振替機関等は、第四項から第六項までの規定により、当該申請において次項の規定により示され

(新設)

(新設)

たところに従い、当該申請に係る振替特別法人出資について、その備える振替口座簿における減少の記載若しくは記録又は通知をしななければならぬ。

3 第一項前段の申請をする加入者（以下この条において「申請人」という。）は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該抹消において減少の記載又は記録がされるべき振替特別法人出資の銘柄及び口数

二 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが保有欄であるか、又は質権欄であるかの別

三 当該申請人の口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録がされるべき振替特別法人出資についての出資者の氏名又は名称及び住所並びに第一号の口数のうち当該出資者ごとの口数

4 第一項前段の申請があつた場合には、当該申請を受けた振替機関等は、遅滞なく、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 申請人の口座の前項第二号の規定により示された保有欄又は質権欄における次に掲げる記載又は記録

イ 前項第一号の口数についての減少の記載又は記録  
ロ イの減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には

、前項第三号の出資者ごとの口数の減少の記載又は記録  
二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第一号の規定により示された事項の通知

5 前項第二号の通知があつた場合には、当該通知を受けた振替機関等は、直ちに、次に掲げる措置を執らなければならない。

一 当該通知をした口座管理機関の口座の顧客口座における第三項第一号の口数についての減少の記載又は記録

二 当該振替機関等が口座管理機関である場合には、直近上位機関に対する前項第二号の規定により通知を受けた事項の通知

6 前項の規定は、同項第二号（この項において準用する場合を含む。）の通知があつた場合における当該通知を受けた振替機関等について準用する。

7 発行者は、特別法人出資の出資者に対し、振替特別法人出資の払戻しをするのと引換えにその口座における当該振替特別法人出資の銘柄についての当該払戻しに係る振替特別法人出資の口数と同口数の抹消をその直近上位機関に対して申請することを請求することができる。

#### 第五節 (略)

(権利の帰属)

第二百四十七条の二の八 (略)

第六節〜第八節 (略)

(信託財産である振替社債等の損失の補填)

#### 第四節 (略)

(権利の帰属)

第二百四十七条の二 (略)

第五節〜第七節 (略)

(信託財産である振替社債等の損失の補填)

第二百七十九条 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関が取り扱うもの（以下この条及び次条において「振替社債等」という。）について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務（第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第二百三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項若しくは第百十条第三項、第百二十七条の二十三第二項若しくは第百二十七条の二十四第二項、第百四十七条第二項若しくは第百四十八条第二項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第二項若しくは第百八十二条第二項（これらの規定を第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十二条第二項若しくは第二百十三条第二項（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補填するときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は

第二百七十九条 信託会社又は信託業務を営む金融機関が信託財産として所有する社債等で振替機関が取り扱うもの（以下この条及び次条において「振替社債等」という。）について、当該振替社債等に係る当該信託会社又は信託業務を営む金融機関の口座が弁済義務（第八十条第二項若しくは第八十一条第二項（これらの規定を第二百三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百五条第二項、第百六条第二項、第百九条第三項若しくは第百十条第三項、第百二十七条の二十三第二項若しくは第百二十七条の二十四第二項、第百四十七条第二項若しくは第百四十八条第二項（これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第二項若しくは第百八十二条第二項（これらの規定を第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）又は第二百十二条第二項若しくは第二百十三条第二項（これらの規定を第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）の義務をいう。以下この条において同じ。）を負う振替機関等又は当該振替機関等の下位機関により開設されたものである場合において、当該振替機関等又は当該下位機関の弁済義務の不履行により信託財産に生じた損失を補填するときは、信託業法第二十四条第一項第四号の規定は、適用しない。

、適用しない。

(主務大臣及び主務省令)

第二百八十五条 (略)

254 (略)

5 第六十八条第六項及び第六十九条第一項第七号(これらの規定を  
第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、  
第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第  
二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第六十九条  
の二第二項(第百二十一条及び第百七十六条第一号において準用  
する場合を含む。)、第七十条の二第二項(第百二十一条及び第  
百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第百二十一条  
の三第一項第五号、第百二十七条の四第六項、第百二十七条の五第  
一項第八号、第百二十七条の六第一項、第百二十七条の八第二項、  
第百二十七条の十三第一項第七号、第百二十七条の十四第一項第七  
号、第百二十七条の二十七第三項、第百二十九条第六項(第百二  
十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項、第  
二百四十七条の二の三第一項及び第百七十六条第二号において準  
用する場合を含む。)、第百三十条第一項第九号(第百二十八条  
第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項、第百四  
十七条の二の三第一項及び第百七十六条第二号において準用する  
場合を含む。)、第百三十一条第一項(第百二十八条第一項、第  
二百三十五条第一項、第百三十九条第一項、第百四十七条の二

(主務大臣及び主務省令)

第二百八十五条 (略)

254 (略)

5 第六十八条第六項及び第六十九条第一項第七号(これらの規定を  
第百十三条、第百十五条、第百十七条、第百十八条、第百二十条、  
第百二十一条、第百二十二条、第百二十四条、第百二十七条及び第  
二百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第六十九条  
の二第二項(第百二十一条及び第百七十六条第一号において準用  
する場合を含む。)、第七十条の二第二項(第百二十一条及び第  
百七十六条第一号において準用する場合を含む。)、第百二十一条  
の三第一項第五号、第百二十七条の四第六項、第百二十七条の五第  
一項第八号、第百二十七条の六第一項、第百二十七条の八第二項、  
第百二十七条の十三第一項第七号、第百二十七条の十四第一項第七  
号、第百二十七条の二十七第三項、第百二十九条第六項(第百二  
十八条第一項、第百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び  
第百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第百三十  
条第一項第九号(第百二十八条第一項、第百三十五条第一項、  
第百三十九条第一項及び第百七十六条第二号において準用する  
場合を含む。)、第百三十一条第一項(第百二十八条第一項、第  
二百三十五条第一項、第百三十九条第一項及び第百七十六条第  
二号において準用する場合を含む。)、第百三十三条第二項(第二



第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、  
、第五百五十一条第七項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第  
一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び  
第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十  
二条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二  
百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十  
六条第二号において準用する場合を含む。）、第五百五十四条第三項  
（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九  
条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、  
、第五百五十九条第二項（第二百三十五条第一項及び第二百七十六  
条第二号において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第六項（第  
二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六  
条第三号において準用する場合を含む。）、第六百六十六条第一項第  
九号（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二  
百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第六百六十七  
条第一項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号にお  
いて準用する場合を含む。）、第六百六十九条第二項（第二百四十七  
条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含  
む。）、第六百八十六条第一項（同条第五項（第二百四十七条の三第  
一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、  
第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用  
する場合を含む。）、第六百九十四条第六項（第二百五十一条第一  
項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用す

六条第二号において準用する場合を含む。）、第六百五十四条第三項  
（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九  
条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、  
、第五百五十九条第二項（第二百三十五条第一項及び第二百七十六  
条第二号において準用する場合を含む。）、第六百六十五条第六項（第  
二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六  
条第三号において準用する場合を含む。）、第六百六十六条第一項第  
九号（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二  
百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第六百六十七  
条第一項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号にお  
いて準用する場合を含む。）、第六百六十九条第二項（第二百四十七  
条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含  
む。）、第六百八十六条第一項（同条第五項（第二百四十七条の三第  
一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、  
第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用  
する場合を含む。）、第六百九十四条第六項（第二百五十一条第一  
項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準  
用する場合を含む。）、第六百九十六条第一項（第二百七十六条第四  
号において準用する場合を含む。）、第六百九十八条第二項（第二  
百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二条第三  
項第三号（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号におい

る場合を含む。）、第九十五条第一項第九号（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第九十六条第一項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第九十八条第二項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二条第三項第三号（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百三条第三項第四号（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百十八条第一項（同条第五項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条において読み替えて準用する第二百五十九条第二項、第二百三十九条において読み替えて準用する第二百五十九条第二項、第二百四十七条の三において読み替えて準用する第二百五十九条第二項並びに第二百七十七条における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6・7 (略)

第二百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三の二 (略)

四 第三百三十条第二項（同条第三項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の三の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。

て準用する場合を含む。）、第二百三条第三項第四号（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百十八条第一項（同条第五項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条において読み替えて準用する第二百五十九条第二項、第二百三十九条において読み替えて準用する第二百五十九条第二項並びに第二百七十七条における主務省令は、内閣府令・法務省令とする。

6・7 (略)

第二百八十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 三の二 (略)

四 第三百三十条第二項（同条第三項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、



において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第三項（同条第四項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十九条（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第二項、第二百四十二条第一項、第二百四十三条第一項、第二百四十四条第一項、第二百四十五条第一項、第二百四十六条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十九条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第二項、第二百四十四条第二項、第二百四十五条第二項、第二百四十六条第二項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百四十条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百四十二條第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは第五項、第二百四十七條の二の四第二項又

百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十八条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第三百三十九条（第二百二十八条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第二項、第二百四十二条第一項、第二百四十三条第一項、第二百四十四条第一項、第二百四十五条第一項、第二百四十六条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百三十九条第五項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十一条第二項、第二百四十二条第二項、第二百四十三条第二項、第二百四十四条第二項、第二百四十五条第二項、第二百四十六条第二項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第二百四十条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百四十二条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は同条第五項の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

は第二百四十七条の二の七第二項の規定に違反して、振替口座簿に記載し、又は記録すべき事項を記載せず、又は記録しなかつた者

五〇七 (略)

第二百九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二百五十一条第一項(同条第八項(第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。))、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第百五十一条第六項(同条第八項(第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。))、第百五十四條第五項(第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第百五十四條第三項(第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、

五〇七 (略)

第二百九十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 (略)

二 第二百五十一条第一項(同条第八項(第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。))、第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百四十七条の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。)、第百五十一条第六項(同条第八項及び第百五十四條第五項(これらの規定を第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。))、第百五十四條第三項(第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百三十九条第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合並びに第二百五十九条第八項、第二百六十六条第八項及び第二百七十三条第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))、第百八十六条第一項(同条第五項(第二百四











号において準用する場合を含む。）、第二百三十条第二項、第二百四十条第二項、第二百四十一条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百四十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第二百四十七条の二の四第二項又は第二百四十七条の二の七第二項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

十五 (略)

第二百九十六条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六十七条第一項（第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百二十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の三第一項、第二百四十七条の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項、

第二百三十八条第一項又は第二百四十七条の二の二第一項の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき（第六十七条第二項（第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百

る場合を含む。）又は第二百四十二条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

十五 (略)

第二百九十六条 法人の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、百万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六十七条第一項（第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百二十条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条の三第一項、第二百四十七条の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第九十三条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第一項又

は第二百三十八条第一項の規定に違反して社債券その他の券面を発行したとき（第六十七条第二項（第一百五十五条、第一百七十七条、第一百八十八条、第二百一十一条、第二百二十二条、第二百二十四条、第二百二十七条及び第二百七十六条第一号において準用する

七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第六十四条第二項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七条第二項、第二百三十八条第二項又は第二百四十七条の二の二第二項の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三 正当な理由がないのに第六十七条第二項（第一百五條、第七條、第一百八條、第二百一十條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條の三第二項、第六十四条第二項（第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第二項、第二百三十八條第二項又は第二百四十七條の二の二第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九条第一項（第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二百一十條、第二百一十一條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第六十九条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第二百一十條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む

場合を含む。）、第六十四条第二項（第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第二項又は第二百三十八條第二項の規定により社債券その他の券面を発行する場合を除く。）。

三 正当な理由がないのに第六十七条第二項（第一百五條、第七條、第一百八條、第二百一十條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條の三第二項、第六十四条第二項（第二百四十七條の三第一項、第二百四十九條第一項及び第二百七十六條第三号において準用する場合を含む。）、第九十三条第二項（第二百五十一條第一項、第二百五十四條第一項及び第二百七十六條第四号において準用する場合を含む。）、第二百二十七條第二項又は第二百三十八條第二項の規定による請求を拒んだとき。

四 第六十九条第一項（第一百五條、第一百七條、第一百八條、第二百一十條、第二百一十一條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百二十七條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む。）、第六十九条の二第一項若しくは第二項（これらの規定を第二百一十條及び第二百七十六條第一号において準用する場合を含む



及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百三十八条第一項（第二百二十八条第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十六条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百六十七条第一項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、若しくは第二項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百六十九条の二第四項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第一項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百八十二条第二項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百九十五条第一項（第二百五十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十八条の二第四項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百条第一項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二条第一項（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百三条第一項（第二百五十四条

第一項、第二百三十五条第一項、第二百五十六条、第二百六十二条第一項及び第三項、第二百六十三条、第二百七十条並びに第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百六十六条第一項（第二百四十七条の三第一項、第二百四十九条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百六十七条第一項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、若しくは第二項（第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百六十九条の二第四項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百七十一条第一項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百八十一条第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百八十二条第二項（第二百四十七条の三第一項及び第二百七十六条第三号において準用する場合を含む。）、第百九十一条第一項、第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十六条第一項若しくは第二項（これらの規定を第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第百九十八条の二第四項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百条第一項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百二条第一項（第二百五十四条第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百三条第一項（第二百五十四条

第一項及び第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。  
）、第二百十五号第二項（第二百七十六条第四号において準用する場合を含む。）、第二百四十条第一項、第二百四十一条第一項、第二百四十二条第一項又は第二百四十七条の二の四第一項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七条第一項（第百十三号、第百十五号、第百十七号、第百十八号、第百二十号、第百二十一号、第百二十二号、第百二十四号、第百二十七号及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十七号の三十二第一項、第百六十二条第一項（第百二十八号第一項、第百三十五号第一項、第百三十九号第一項、第二百四十七号の二の三第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百九十一条第一項（第百四十七号の三第一項、第百四十九号第一項及び第百七十六号第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十五号第一項（第百五十一号第一項、第百五十四号第一項及び第百七十六号第四号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六（略）

十六号第四号において準用する場合を含む。）、第二百四十条第一項、第二百四十一条第一項又は第二百四十二条第一項の規定に違反して、通知をすることを怠り、又は虚偽の通知をしたとき。

五 第八十七条第一項（第百十三号、第百十五号、第百十七号、第百十八号、第百二十号、第百二十一号、第百二十二号、第百二十四号、第百二十七号及び第二百七十六条第一号において準用する場合を含む。）、第百二十七号の三十二第一項、第百六十二条第一項（第百二十八号第一項、第百三十五号第一項、第百三十九号第一項及び第二百七十六条第二号において準用する場合を含む。）、第百九十一条第一項（第百四十七号の三第一項、第百四十九号第一項及び第百七十六号第三号において準用する場合を含む。）又は第百二十五号第一項（第百五十一号第一項、第百五十四号第一項及び第百七十六号第四号において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

六（略）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第一条の三 この法律において「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）<u>その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</u>以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第三十四条の二十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣総理大臣は、有限責任監査法人登録簿（<u>公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。</u>）を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第三十四条の三十四の五 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条の三 この法律において「財務書類」とは、財産目録、貸借対照表、損益計算書その他財務に関する書類（これらの作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式）<u>その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので内閣府令で定めるものをいう。</u>以下同じ。）を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）をいう。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第三十四条の二十六 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 内閣総理大臣は、有限責任監査法人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>(登録の実施)</p> <p>第三十四条の三十四の五 (略)</p>

2 (略)

3 日本公認会計士協会は、上場会社等監査人名簿（公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）を公衆の縦覧に供しなければならない。

(審判手続開始決定記録)

第三十四条の四十一 内閣総理大臣は、前条第一項の決定をした場合においては、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録（以下この条及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定記録」という。）を内閣府の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この章において同じ。）に備えられたファイル（第三十四条の五十七第二項第二号及び第三号を除き、以下この章において単に「ファイル」という。）に記録しなければならない。

2 審判手続開始決定記録には、最初の審判手続の期日及び場所、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記録しなければならない。

3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この章において「被審人」という。）に審判手続開始決定記録を送達することにより、開始する。

4 被審人には、最初の審判手続の期日に出頭すべき旨を命じなければ

2 (略)

3 日本公認会計士協会は、上場会社等監査人名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

(審判手続開始決定書)

第三十四条の四十一 審判手続開始の決定は、文書によつて行わなければならない。

2 審判手続開始の決定に係る決定書（次項及び第三十四条の四十五において「審判手続開始決定書」という。）には、審判の期日及び場所、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎を記載しなければならない。

3 審判手続は、課徴金の納付を命じようとする者（以下この章において「被審人」という。）に審判手続開始決定書の謄本を送達することにより、開始する。

4 被審人には、審判の期日に出頭すべき旨を命じなければならない

ばならない。

(映像と音声の送受信による通話の方法による審判手続)

第三十四条の四十二の二 審判官は、相当と認めるときは、被審人の意見を聴いて、内閣府令で定めるところにより、審判官及び被審人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をする方法によつて、審判手続を行うことができる。

2 前項の場合には、当該被審人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。

(被審人の代理人等)

第三十四条の四十三 (略)

2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの(以下この条において「指定職員」という。)を審判手続に参加させることができる。

3 指定職員は、審判手続に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

4 指定職員は、第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実、法令の適用並びに納付すべき課徴金の額及びその計算の基礎について変更(内閣府令で定める範囲のものに限る。)の必要があると認めるときは、これを主張することができる。ただし、被審人の利益を害することとなる場合は、この限りでない。

(新設)

(被審人の代理人及び指定職員)  
第三十四条の四十三 (略)  
2 内閣総理大臣は、当該職員でその指定するもの(次項において「指定職員」という。)を審判手続に参加させることができる。

3 指定職員は、審判に立ち会い、証拠の申出その他必要な行為をすることができる。

(新設)

(審判手続の期日の公開)

第三十四条の四十四 審判手続の期日は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(答弁書)

第三十四条の四十五 被審人は、審判手続開始決定記録の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2 被審人が、審判手続開始決定記録に記録された最初の審判手続の期日(当該期日の変更された場合にあつては、変更後の期日)前に、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判手続の期日を開くことを要しない。

(意見の陳述)

第三十四条の四十六 被審人は、審判手続の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 (略)

(参考人に対する審問等)

第三十四条の四十七 (略)

2 審判官は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、内閣

(審判の公開)

第三十四条の四十四 審判は、公開して行う。ただし、公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

(被審人による答弁書の提出)

第三十四条の四十五 被審人は、審判手続開始決定書の謄本の送達を受けたときは、これに対する答弁書を、遅滞なく、審判官に提出しなければならない。

2 被審人が、審判手続開始決定書に記載された審判の期日前に、課徴金に係る第三十一条の二第一項又は第三十四条の二十一の二第一項に規定する事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出したときは、審判の期日を開くことを要しない。

(被審人の意見陳述)

第三十四条の四十六 被審人は、審判の期日に出頭して、意見を述べることができる。

2 (略)

(参考人に対する審問等)

第三十四条の四十七 (略)

(新設)

府令で定めるところにより、審判官、被審人及び参考人が映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定による審問をすることができる。この場合においては、被審人も、当該方法によつて、その参考人に質問することができる。

一 参考人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、参考人が審判手続の期日に出頭することが困難であると認める場合

二 事案の性質、参考人の年齢又は心身の状態、参考人と被審人との関係その他の事情により、参考人が審判官及び被審人が参考人を審問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合

三 被審人に異議がない場合

3 前項の場合には、当該参考人は、審判手続の期日に出頭したものとみなす。

4 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十条、第九十一条、第九十六条、第九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、第一項及び第二項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

（被審人に対する審問）

第三十四条の四十八（略）

2 審判官は、次に掲げる場合であつて、相当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、審判官及び被審人が映像と音声の送受

（新設）

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十条、第九十一条、第九十六条、第九十七条及び第二百一条第一項から第四項までの規定は、前項の規定により参考人を審問する手続について準用する。

（被審人に対する審問）

第三十四条の四十八（略）

（新設）

信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前項の規定による審問をすることができる。

一 被審人の住所、年齢又は心身の状態その他の事情により、被審人が審判手続の期日に出頭することが困難であると認める場合

二 事案の性質、被審人の年齢又は心身の状態その他の事情により、被審人が審判官が被審人を審問するために在席する場所において陳述するときは圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認める場合

三 被審人に異議がない場合

(証拠書類の提出等)

第三十四条の四十九 被審人は、審判手続において、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定により提出された物件（民事訴訟法第三百三十二条の十第一項に規定する書面等に限る。）については、第三十四条の五十八において準用する同法第三百三十二条の十三（各号を除く。）の規定は、適用しない。

(学識経験者に対する鑑定命令)

第三十四条の五十 (略)

(証拠書類の提出等)

第三十四条の四十九 被審人は、審判に際し、証拠書類又は証拠物を提出することができる。ただし、審判官が証拠書類又は証拠物を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内に提出しなければならない。

2 (略)

(新設)

(学識経験者に対する鑑定命令)

第三十四条の五十 (略)

2  
(略)

3 | 審判官は、相当と認めるときは、内閣府令で定めるところにより、  
審判官、被審人及び鑑定人が映像と音声の送受信により相手の状  
態を相互に認識しながら通話をすることができる方法によつて、前  
項の規定による審問をすることができる。この場合においては、被  
審人も、当該方法によつて、その鑑定人に質問することができる。

4 |  
(略)

(審判手続終了後の決定等)

第三十四条の五十三 (略)

2 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書  
類の二以上の証明について前項の決定(第三十一条の二第一項の規  
定に係るものに限る。以下この項において同じ。)をしなければな  
らない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの  
決定に係る事実について同項の規定により計算した額(以下この項  
及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。)のうち最も  
高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額  
に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付するこ  
とを命ずる旨の決定をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の決定(第三十一条の二第一項の規定に  
係るものに限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をし  
なければならぬ場合において、既に第一項又は前項の規定により  
された一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に

2  
(略)

(新設)

3 |  
(略)

(審判手続終了後の決定等)

第三十四条の五十三 (略)

2 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書  
類の二以上の証明について前項の決定(第三十一条の二第一項の規  
定に係るものに限る。以下この項において同じ。)をしなければな  
らない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの  
決定に係る事実について同項の規定により計算した額(以下この項  
及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。)のうち最も  
高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額  
に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付する  
ことを命ずる旨の決定をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の決定(第三十一条の二第一項の規定に  
係るものに限る。以下この項において同じ。)又は前項の決定をし  
なければならぬ場合において、既に第一項又は前項の規定により  
された一以上の決定(以下この項において「既決定」という。)に

係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一・二（略）

4 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について第一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額（以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じて按分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は前項の

係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一・二（略）

4 内閣総理大臣は、会社その他の者の同一の会計期間に係る財務書類の二以上の証明について第一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）をしなければならない場合には、同条第一項の規定による額に代えて、それぞれの決定に係る事実について同項の規定により計算した額（以下この項及び次項において「個別決定ごとの算出額」という。）のうち最も高い額を内閣府令で定めるところにより当該個別決定ごとの算出額に応じてあん分して得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。

5 内閣総理大臣は、第一項の決定（第三十四条の二十一の二第一項の規定に係るものに限る。以下この項において同じ。）又は前項の

決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に<sup>（モトメ）</sup>応じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一・二（略）

6（略）

7 前各項の決定は、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、当該決定に係る電磁的記録をファイルに記録しなければならない。

8 前項に規定する決定に係る電磁的記録には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記録しなければならない。

決定をしなければならない場合において、既に第一項又は前項の規定によりされた一以上の決定（以下この項において「既決定」という。）に係る会社その他の者の財務書類の証明と同一の会計期間に係る当該会社その他の者の他の財務書類の証明について一以上の決定（以下この項において「新決定」という。）をしなければならないときは、当該新決定について、同条第一項又は前項の規定による額に代えて、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額を内閣府令で定めるところによりそれぞれの新決定に係る事実について個別決定ごとの算出額に<sup>（モトメ）</sup>応じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命ずる旨の決定をしなければならない。ただし、第一号に掲げる額が第二号に掲げる額を超えないときは、同条第一項又は前項の規定による課徴金の納付を命ずることができない。

一・二（略）

6（略）

7 前各項の決定は、文書によつて、前条の規定により審判官が提出した決定案に基づいて行わなければならない。

8 前項に規定する決定に係る決定書には、内閣総理大臣が認定した事実及びこれに対する法令の適用（第一項から第五項までの決定にあつては、課徴金の計算の基礎及び納付期限を含む。）を記載しなければならない。

9 前項の納付期限は、同項に規定する電磁的記録（第一項から第五項までの決定に係るものに限る。）について第三十四条の五十五の二の規定による書面を發し、又は第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九十九条の二第一項本文の規定による通知を發した日から二月を経過した日とする。

10 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る電磁的記録を送達することによつて、その効力を生ずる。

（送達書類等）

第三十四条の五十四 送達すべき書類又は電磁的記録は、この法律に規定するもののほか、内閣府令で定める。

（民事訴訟法の送達に係る規定の準用）

第三十四条の五十五 書類又は電磁的記録の送達については、民事訴訟法第九十九条から第一百一条まで及び第二百二条の二から第九十九条の四までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「受訴裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第二項中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、「ファイル」とあるのは「ファイル（公認会計士法第三十四条の四十一第一項に規定するファイルをいう。第九十九条において同じ。）」と、「同項の書面」とあるのは「前項の書面」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、同法第

9 前項の納付期限は、同項に規定する決定書（第一項から第五項までの決定に係るものに限る。）の謄本を發した日から二月を経過した日とする。

10 第七項に規定する決定は、被審人に当該決定に係る決定書の謄本を送達することによつて、その効力を生ずる。

（送達書類）

第三十四条の五十四 送達すべき書類は、この法律に規定するもののほか、内閣府令で定める。

（民事訴訟法の準用）

第三十四条の五十五 書類の送達については、民事訴訟法第九十九条、第百一条第一項、第百一条、第百二条の二、第百三条、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第百八条の規定を準用する。この場合において、同法第百条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第百一条第一項中「執行官」とあり、及び同法第百七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「金融庁の職員」と、同法第百八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と読み替えるものとする。

百四条第一項中「当事者、法定代理人又は訴訟代理人」とあるのは「被審人又はその代理人」と、同法第七七条第一項中「裁判所書記官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、同項第三号中「訴訟記録」とあるのは「事件記録」と、同法第八八条中「裁判長」とあるのは「内閣総理大臣又は審判長（公認会計士法第三十四条の四十二第一項ただし書の場合にあつては、審判官）」と、同法第九九条の二第一項及び第二項並びに第九九条の三第一項第一号中「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、同法第九九条の四第一項中「第三百三十二条の十一第一項各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。）」と、「第九九条の二第一項の」とあるのは「同項の」と読み替えるものとする。

（課徴金納付命令の決定等に係る電磁的記録の送達の特則）

第三十四条の五十五の二、第三十四条の五十三第十項の規定による送達は、前条において準用する民事訴訟法第九九条の規定にかかわらず、第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項を記載した書面であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容が当該電磁的記録に記録されている事項と同一であることを証明したもの又は前条において準用する同法第九九条の二第一項本文の規定による方法（同項の規定により送達をすることができる場合に限る。）により行う。

（新設）

(公示送達)

第三十四条の五十六 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合(第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百九条の二第一項の規定により送達をすることができる場合を除く。)

二 第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第一百七条第一項の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてすべき書類の送達について、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 | 公示送達は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を内閣府令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、当該事項が記載された書面を金融庁の揭示場に揭示し、又は当該事項を金融庁に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることにより行う。

(公示送達)

第三十四条の五十六 内閣総理大臣又は審判官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第一百七条第一項(第二号及び第三号を除く。)の規定により送達をすることができない場合

三 外国においてすべき送達について、前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定によることができず、又はこれによつても送達をすることができないと認めるべき場合

四 前条において準用する民事訴訟法第百八条の規定により外国の管轄官庁に嘱託を発した後六月を経過してもその送達を証する書面の送付がない場合

2 | 公示送達は、送達すべき書類を送達を受けるべき者にいつでも交付すべき旨を金融庁の揭示場に揭示することにより行う。

一 書類の公示送達 審判手続の事務を行う職員が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべきこと。

二 電磁的記録の公示送達 審判手続の事務を行う職員が、送達すべき電磁的記録に記録された事項につき、いつでも送達を受けるべき者に第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第九十九条の規定による書面若しくは前条の規定による書面を交付し、又は第三十四条の五十五において準用する同法第九十九条の二第一項本文に規定する措置をとるとともに、同項本文の規定による通知を發すべきこと。

3 公示送達は、前項に規定する措置を開始した日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 (略)

(削る)

3 公示送達は、前項の規定による掲示を始めた日から二週間を経過することによつて、その効力を生ずる。

4 (略)

(処分通知等に係る電子情報処理組織の使用)

第三十四条の五十七 金融庁の職員が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第九号に規定する処分通知等であつてこの章又は内閣府令の規定により書類の送達により行うこととしているものを、同法第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用して行つたときは、第三十四条の五十五において準用する民事訴訟法第百条第一項の規定にかかわらず、当該処分通知等の内容を当該電子情報処理組織を使用して金融庁の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に備えられたファイルに記録することをもつて、同

(事件記録の閲覧等)

第三十四条の五十七 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、非電磁的事件記録(事件記録中次項第一号に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。)の閲覧又は謄写を求めることができる。

2 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる行為を求めることができる。

一 電磁的事件記録(事件記録中この法律その他の法令の規定によりファイルに記録された事項に係る部分をいう。次号において同じ。)の内容を内閣府令で定める方法により表示したものを閲覧すること。

二 電磁的事件記録に記録されている事項を内閣府令で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の内閣府令で定める方法により複写すること。

三 第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該書面の内容が当該事項と同一であることを証明したものを交付し、又は同項に規定する決定に係る電磁的記録に記録されている事項

項に規定する書面の作成及び提出に代えることができる。

(事件記録の閲覧等)

第三十四条の五十八 利害関係人は、内閣総理大臣に対し、審判手続開始の決定後、事件記録の閲覧若しくは謄写又は第三十四条の五十三第七項に規定する決定に係る決定書の謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(新設)

の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて審判手続の事務を行う職員が内閣府令で定める方法により当該電磁的記録の内容が当該事項と同一であることを証明したものを内閣府令で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法その他の内閣府令で定める方法により提供すること。

3 内閣総理大臣は、前二項の規定による求めがあつたときは、第三者の利益を害するおそれがあるときその他正当な理由があるときでなければ、これを拒むことができない。

(新設)

(民事訴訟法の申立て等に係る規定の準用)

第三十四条の五十八 審判手続における申立てその他の申述については、民事訴訟法第三百二十二条の十、第三百二十二条の十一（第一項各号を除く。）、第三百二十二条の十二（第一項各号を除く。）及び第三百二十二条の十三（各号を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「民事訴訟に関する手続」とあるのは「審判手続」と、「最高裁判所規則」とあるのは「内閣府令」と、「裁判所書記官は」とあるのは「審判手続の事務を行う職員は」と、「一事項（次の各号に掲げる場合における当該各号に定める事項を除く。）」とあるのは「事項」と、同法第三百二十二条の十第一項中「裁判所に」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官に」と、「当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官」とあるのは「審判手続の事務を行う職員」と、「ファイル」とあるのは「フ

(新設)

アイル（公認会計士法第三十四条の四十一第一項に規定するファイルをいう。以下この章において同じ。）と、同条第三項中「当該裁判所」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官」と、同法第三百三十二条の十一第一項中「次の各号に掲げる者」とあるのは「代理人（弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人である者に限る。次項及び第三項において同じ。）」と、「それぞれ当該各号に定める事件の申立て等」とあるのは「申立て等」と、同条第二項中「前項各号に掲げる者」とあり、及び同条第三項中「同項各号に掲げる者」とあるのは「代理人」と、同項中「裁判所」とあるのは「内閣府」と、同法第三百三十二条の十三中「裁判所に」とあるのは「内閣総理大臣又は審判官に」と読み替えるものとする。

第五十二条の三 第三十四条の四十七第四項又は第三十四条の五十第四項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第五十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十四条の四十七第四項又は第三十四条の五十第四項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は

第五十二条の三 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定により宣誓した参考人又は鑑定人が虚偽の陳述又は鑑定をしたときは、三月以上十年以下の拘禁刑に処する。

2 (略)

第五十三条の三 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第三十四条の四十七第二項又は第三十四条の五十第三項において準用する民事訴訟法第二百一条第一項の規定による参考人又は

三・四 (略)  
鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

三・四 (略)  
鑑定人に対する命令に違反して宣誓をしない者

○ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録の実施）            第百八十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、投資法人登録簿（公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）を公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>（登録の実施）            第百八十九条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、投資法人登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。</p>

改正案	現行
<p>（特定目的会社名簿）</p> <p>第八条（削る）</p> <p>内閣総理大臣は、第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び第二百十八条又は第二百十九条の規定による内閣総理大臣の処分に関する事項その他内閣府令で定める事項を登載した特定目的会社名簿を備えなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、特定目的会社名簿（公衆の縦覧に供することにより個人の権利利益を害するおそれがあるものとして内閣府令で定める部分を除く。）を公衆の縦覧に供しなければならない。</p>	<p>（特定目的会社名簿）</p> <p>第八条 内閣総理大臣は、特定目的会社名簿を備え、内閣府令で定めるところにより、これを公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>2 内閣総理大臣は、特定目的会社名簿に第四条第二項第一号から第三号までに掲げる事項及び第二百十八条又は第二百十九条の規定による内閣総理大臣の処分に関する事項その他内閣府令で定める事項を登載しなければならない。</p> <p>（新設）</p>